

上信越高原国立公園(須坂・高山地域)管理計画書 改定案(第2案)

目 次

はじめに

- 第 1 章 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況
- 第 2 章 管理の基本方針
- 第 3 章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- 第 4 章 適正な国立公園利用の推進に関する事項
- 第 5 章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項
- 第 6 章 その他

はじめに

1. 管理計画改定の背景

■上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の公園計画・管理計画をめぐる経緯

上信越高原国立公園は、群馬県、長野県及び新潟県の三県の県境にそびえる 2,000m 級の山々を中心とした公園です。

昭和 24 年に国立公園として指定され、須坂・高山地域については、昭和 27 年に施設計画が決定し、特別地域が指定されました。その後、利用施設の追加・変更はあったものの、全般的な見直しは行なわれずにきましたが、公園をめぐる社会情勢の変化や、新たに生じた問題に対応するため、平成 22 年に公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、公園区域線の明確化や地種区分の変更などが行なわれました。

管理計画については、平成 13 年に須坂市・高山村に加え、旧真田町（現上田市の一部）を含めた地域で「菅平地域管理計画書」が策定され、同計画に基づく管理運営が行われてきました。このうち、旧真田町の区域については、平成 19 年に公園計画の見直しが行われた草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域と一体となり、平成 23 年に管理計画の改定が完了しています。一方、これより遅れて公園計画の見直しが完了した須坂・高山地域について今般、地域の実態に即した管理計画の改定を実施しました。

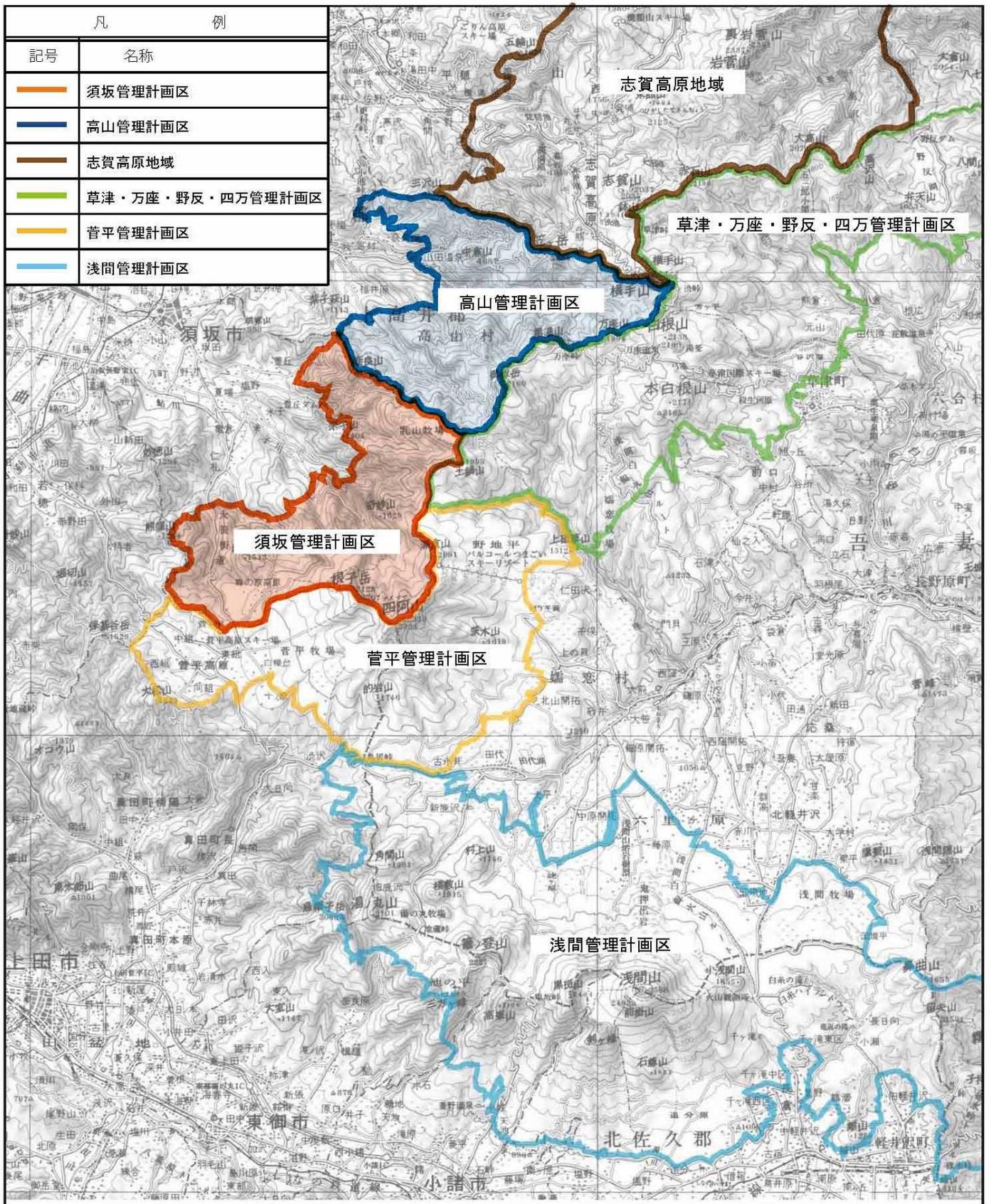
■国立公園の協働型管理運営に対する機運の高まり

環境省では、自然の質に関する価値観や社会情勢等の変化を受け、現代のニーズに合致するような自然公園制度の方向性を検討するため、平成 18 年から「国立公園・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を開催してきました。検討会が平成 19 年に取りまとめた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」では、地域性国立公園の管理運営のあり方として、多様な主体の参画による計画策定や、協働による公園の管理運営の必要性がうたわれるとともに、関係

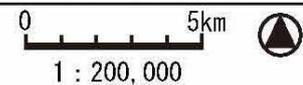
者間で公園が果たすべき役割を明確にした上で、共通の目標や目標を達成するための行動計画を作成することの有効性が示されています。

2. 本計画の特徴

本計画の改定にあたっては、上記の背景を受け、学識経験者や地域関係者、行政からなる検討組織として「管理計画検討準備会議」及び「管理計画検討会」を設置するとともに、地域関係者からなる「地域連携会議」を設置し、本地域の将来目標や目標を実現するための取組みについて議論してきました。国立公園の管理運営に関わる地域関係者が、本地域が目指すべき将来像を「地域連携会議」において共有し、それを本計画に反映させたことが、本計画の大きな特徴です。



管理計画区域図



第1章 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況

1. 上信越高原国立公園（須坂・高山地域）の概況

上信越高原国立公園の須坂・高山地域は、長野県の北部に位置し、南側は上田市、北側は山ノ内町、東側は群馬県の嬭恋村、草津町及び中之条町に接していません。

本地域の東側には、笠岳、横手山、御飯岳（おめしだけ）、四阿山（あずまやさん）等の2,000m級の山々がそびえています。四阿山は、山頂北西面に直径約3.5kmのカルデラを有し、浦倉山（うらくらやま）及び根子岳（ねこだけ）とともにその外輪山を形成しています。

また、御飯岳南方に位置する破風岳（はふだけ）は、差別侵食によるメサと呼ばれる台地状の地形を呈しています。

稜線より西側は急峻な谷地形が広がっており、松川、樋沢川（ひさわがわ）、米子川等の源流域となっています。松川では、雷滝、八滝等の多くの滝を形成し、米子川は、柱状節理の断崖を流れ落ちる不動滝、権現滝及び奇妙滝を有しています。

また、山田牧場、五味池破風高原、峰の原高原等の高原も点在しており、スキー場、クロスカントリーコース等も多くあります。山田温泉、五色温泉、七味温泉等、温泉もあり、多くの利用者が訪れています。

2. 管理計画区の区分

当地域は須坂市域と高山村域にまたがりますが、地理的及び地形的な条件に起因する以下のような理由で、須坂管理計画区と高山管理計画区の2つの管理計画区に区分します。

- 1) 国立公園区域内において、須坂市と高山村を結ぶ道路（車道）がない。
- 2) 観光地として独立している。
- 3) 須坂市域は四阿山系、峰の原高原、米子大瀑布、五味池破風高原等があり、南側および東側に隣接する上田市域及び嬭恋村域との関連性が強い
- 4) 高山村域は松川渓谷沿いの温泉、山田牧場、笠岳等があり、須坂市域よりも北側に隣接する山ノ内町域（志賀高原）との関連性が認められる。

3. 各管理計画区の概況

(1) 須坂管理計画区

①区域

当区は、須坂市の南東部に位置し、南側は上田市、東側は群馬県嬭恋村、北側は高山村と接しています。四阿山、根子岳、破風岳、土鍋山、浦倉山等が2,000m級の山で、山麓に、峰の原高原、仁礼、豊丘地区があります。主要観光地としては、峰の原高原、米子大瀑布及び五味池破風高原があります。

②地形・地質

当区の東縁は群馬県嬭恋村と接しており、破風岳（1,999m）から四阿山（2,354 m）まで南北方向に県境を連ねています。県境には、破風岳、土

鍋山（2,000m）、浦倉山（2,090.6m）、四阿山等の 2,000m 級の山岳がそびえ、須坂市のなかで、最も標高の高い山岳地域を形成しています。県境より西寄りにそびえる根子岳（2,207m）も 2,000m 級山岳地域の一角を形成しています。さらに西側には、奈良山（1,639.4m）、梯子山（1,513.1m）等がそびえる標高 1,500 ～1,700m の険しい山岳地域が広がります。

当区を構成する地質は、大きく固結した岩石と未固結の堆積物からなる地域に 2 分され、固結した岩石は山地を構成する堆積岩と火成岩とに 2 分されます。火成岩類は、さらに火山性の岩石と深成岩類に分類されます。

③気象条件

気象庁の観測地点として最も近い「菅平」の過去 30 年の観測データによると、平均気温は 6.4℃であり、平均最高気温は 11.5℃、平均最低気温は 1.0℃です。降水量からみると、年間 1,219mm です。積雪の深さ最大は年 102cm で、11 月～4 月まで積雪があります。

④植生

当区は標高 700 ～ 2,300m にあり、温帯林のブナ帯に属します。低い山地の尾根では、乾燥性のためアカマツ、斜面ではコナラ、クヌギ、シデ等が生育しています。標高 1,000m 以上になるとブナが増え、1,500m 以上にダケカンバ類がみられます。標高 1,900m 以上は亜高山帯の植生が占め、シラビソ、オオシラビソ、コメツガが優占する針葉樹林や、ガンコウラン、コケモモ、クロマメノキ、ハイマツ等が生育する高山植物群落が見られます。土鍋山、奈良山等では、冬季の積雪により日本海側に分布する多雪地に適応したハルニレ、エゾユズリハ等が生育しています。また、五味池破風高原には地すべりによる五味池をはじめ、池沼及び高層湿原があり、コバイケイソウ、ニッコウキスゲ等多様な植物が生育しています。

⑤動物

魚類及び両生類においては、高層湿原及び山地性の池沼、これらを源とする河川、扇状地末端の湧水等が豊かであるため、イワナ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ等がみられます。昆虫ではトワダカワゲラも確認されています。

チョウ類は北方系のものから南方系のものまで生息し、峰の原高原には、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ、五味池破風高原にはベニヒカゲ等の高山蝶が生息し、県の天然記念物に指定されています。

鳥類では、米子の谷で繁殖していたイヌワシが、昭和 30 年代末より繁殖しなくなっています。米子の爆裂火口壁には、アマツバメが生息しています。

哺乳類では、イノシシは最近では当区のほか周辺の農耕地に出没して農作物を食べ荒らし、被害を与えています。同様にニホンザルによる農作物の被害も深刻です。当区には特別天然記念物のニホンカモシカが生息していますが、最近では国立公園区域外でもみられ、ときには市街地での目撃例もあります。当区ではニホンジカもここ 10 年ほど前からみられていま

す。ツキノワグマは米子川や北ノ沢の奥地等に生息していますが、秋から初冬にかけて、米子町、豊丘町等で目撃されています。

⑥利用環境

当区の利用施設には、峰の原高原、スキー場、ゴルフ場、高地トレーニングコース及び宿泊施設、並びに米子大瀑布周辺及び五味池破風高原の自然探勝歩道に整備されています。

⑦社会的環境

第2次大戦後は観光ブームによって五味池破風高原及び峰の原高原が観光開発されました。特に峰の原高原にはペンション村が開かれ、スキー場が開設されました。その後オールシーズン型リゾートとして発展しています。

そのほか、不動信仰の地米子大瀑布も景勝地としてにぎわっています。米子大瀑布は四阿山カルデラ内の米子溶岩にかかりますが、周辺には江戸時代以降開発された米子硫黄鉱山跡地が残されています。

(2) 高山管理計画区

①区域

当区は、高山村の東部一帯を占め、北側は山ノ内町、南側は須坂市、群馬県嬭恋村、東側は群馬県草津町及び中之条町と接する区域です。

②地形・地質

当区の東縁の県境には、万座山(1,994m)、黒湯山(2,007m)、御飯岳(2,160m)、破風岳(1,999m)等の2,000m級の山岳がそびえ、すぐ近くには横手山(2305m)草津白根山(2,160m)があり、標高の高い山岳地域を形成しています。これに松川とその諸支流が谷を刻み、起伏の大きい地形をつくりだしています。また、県境より西にそびえる笠岳(2,076m)と老ノ倉山(2,020m)も2,000m級山岳地域の一角を形成しています。

当区を構成する地質は、山地をつくる古い時代の比較的固結した地層や岩石とその上を覆う火山岩類、これらを侵食してできた谷や谷の出口にたまった新しい時代の未固結の地層とに大きく3分類することができます。

③気象条件

気象庁の観測地点である「笠岳」の過去30年の観測データによると、降水量は、年間1,420mmです。国立公園区域外のデータですが、村誌によると平均気温が11.8度で比較的冷涼であり、東部の山間部では日本海側の気候の影響により2mを越すこともあるため、特別豪雪地帯に指定されています。

④植生

標高1,800mまでの森林植生は低山帯上部(ブナ帯)に属し、ブナ、ミ

ズナラ、オオヤマザクラ、シナノキ等の落葉広葉樹が卓越しています。標高 1,800~2,000mの間は亜高山帯となり、オオシラビソ、シラビソ、コメツガ等の針葉樹林が占めます。標高 2,000m 前後の山岳には、ハイマツ、ガンコウラン、コケモモ、クロマメノキ、ツガザクラ等の高山植物が生育していますが、真の高山帯ではなく、強い風などで高木が生育できず高山に似た環境となっています。

⑤動物

哺乳類は、広葉樹の樹林帯であることや、人を簡単に寄せ付けられない急傾斜地が多いことから、ニホンザル、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型獣の生息を可能としています。またイタチ、タヌキ等も生活を可能にしています。最近ではイノシシ、ハクビシン、ニホンジカ等も見られるようになり、イノシシは国立公園区域外で農作物に被害を与えています。

鳥類は小動物が豊かなため食物連鎖の頂点に立つイヌワシも生息しています。しかし、農薬の使用が増加したことなどからマシジミ、イモリ等をはじめとする水棲小動物が姿を消したのにもともなってキセキレイ等の姿も急激に見られなくなっています。

爬虫類はヘビ及びトカゲが主でカメの仲間は生息しません。しかし、ヘビはノネズミ、モグラ等を餌にしているため、野鼠（やそ）駆除剤の散布により急激に数を減らしています。このことは食物連鎖によりワシ・タカ類にも影響を及ぼしています。

魚類は松川、樋沢川等主要な河川が酸性水であることから限られており、陸封性のイワナ及びヤマメが一部の溪流にすんでいます。また、両生類は山田牧場の池のような標高の高いところではモリアオガエルが生活しています。

昆虫類は多様な環境によって多くの種類が見られます。標高の高さが、ミヤマモンキチョウ（長野県天然記念物）といった高山蝶、カオジロトンボ、ルリトンボ等の高山トンボの生息を可能にさせ、樹木の豊かさが幹及び枝を食べるカミキリムシの類を多くしています。また、セミ及びコオロギも数多く生息しています。

⑥利用環境

当区には、温泉、自然探勝施設、スキー場等が整備されており、四季を通して利用することができます。温泉は山田温泉、松川溪谷温泉、五色温泉、七味温泉及び奥山田温泉があり、古くから利用されています。自然探勝施設は、五色温泉から七味温泉の間に山の音遊歩道、山田温泉付近に鷗外の散歩道コースなどがあり、山田牧場内にも新たに遊歩道が整備されています。スキー場は YAMABOKU ワイルドスノーパーク、山田温泉キッズスノーパークがあります。この両スキー場をつなぐ 13 km にも及ぶスキーコースが整備され、林の中を滑り自然を堪能できるコースとして人気が高まっています。

⑦社会的環境

高山村では、豊かな自然資源を背景として、農業を中心とする第1次産業が基幹産業として成り立ってきました。また、昭和に入ると豊かな温泉資源と自然資源を根幹として、山田温泉と山田牧場の二地点を核に、それを結ぶ回廊としての松川溪谷、それに牧・奥山田地区を巻き込んで開発が進められ、温泉旅館業や、八滝、雷滝の景勝地、笠岳などへのトレッキング、松川溪谷の紅葉等の自然探勝を主とする観光業も成り立っています。

第2章 管理の基本方針

1. 管理の基本方針と将来目標の位置づけ

本地域の適正な保護及び利用の推進を図るためには、本地域に関わる多様な関係者が協働して様々な取り組みを進める必要があります。本地域の管理運営にあたっては、関係者の共通認識に基づく将来目標を掲げ、それに向かったの取り組みを多様な主体が連携しながら推進することを基本的な考え方とします。

本地域の将来目標は、国立公園としての保護又は利用に係る団体（観光協会、自治会、土地所有者、NPO、地域活動団体など等）及び行政機関からなる「地域連携会議」において、本地域が目指すべき将来像について議論した結果を、管理計画検討会に諮り、将来目標としたものです。

2. 管理計画区ごとの将来目標

(1) 須坂管理計画区の将来目標

須坂管理計画区の将来目標は、以下のとおりとします。

●将来目標 1

「地域住民が参加する公園（または地域）づくりをし、利用者も安心して楽しめる公園とする」

須坂市の住民自身が国立公園の自然を地域の宝として意識できるようにするため、国立公園の管理運営に地域住民が参加します。そのうえで、公園来訪者にも安心して利用し、楽しめる国立公園とします。

●将来目標 2

「動植物、景観、水源の森林を守り、次世代に引き継ぐ」

高山植物や県の天然記念物にも指定されている高山蝶などが生息し、四阿山・根子岳の山岳景観、五味池破風高原の池、植物、そして米子大瀑布などの景観も来訪者を楽しませています。また、国立公園の森林は大切な水源地ともなっています。これらの自然環境を将来にわたって引き継ぐことを目指します。

●将来目標 3

「国立公園の様々な情報を発信し、地域住民や利用者が、魅力ある国立公園であることを意識できるような公園を目指す」

国立公園区域の位置情報をはじめ、自然環境や利用ルールの情報を積極的に発信し、地域住民や利用者にとって魅力ある国立公園であることを実感できるようにします。

(2) 高山管理計画区の将来目標

高山管理計画区の将来目標は、以下のとおりとします。

●将来目標 1

「美しい北信濃の山並みや溪谷、高原の風景、紅葉など、高山地域の自然の魅力が楽しめる公園とします」

県境部に連なる 2,000m 級の山々や、松川とその諸支流が刻んでできた溪谷、溪谷に生える木々の紅葉、山田牧場などの高原の風景など、高山地域特有の自然の魅力が最大限に楽しめる公園を目指します。

●将来目標 2

「地元の関係者と利用者との間で公園利用に関するルールを共有し、誰もが気持ちよく利用できる公園を目指します」

不法投棄や貴重な植物の採取などの撲滅に向け、地元の関係者で共有認識を持つとともに、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図り、誰もが気持ちよく利用できる公園を目指します。

●将来目標 3

「高山地域の優れた自然環境や、人の手により守られてきた美しい村の景観を、次世代に引き継ぎます」

地域の優れた自然環境や、かつて間伐や炭焼きなどの人間活動により維持されてきた里山の景観を保全し、次世代に引き継ぎます。

3. 将来目標達成のための仕組みづくり

将来目標達成のため、国立公園に関わる様々な主体が参加した枠組みを構築し、下記のような事項について、継続的に議論を重ね、協働して目標達成に向けた取組を進めて行くことが必要です。

- ・ 将来目標の実現に向けた行動指針及び行動計画の策定
- ・ 行動計画に基づく各主体の取組の進捗状況の定期的な確認
- ・ 進捗状況の評価及び評価を行動計画へフィードバックすること
- ・ 目標の達成状況の確認と必要に応じた将来目標、行動指針、行動計画の改定（新たな取組の検討などを含む）
- ・ 取組を進める中で生じた課題抽出と対応方法
- ・ 各主体の連携方策
- ・ 国立公園の管理運営に関する意見の取りまとめ など

第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 保全すべき景観資源と主要展望地

各管理計画区において、具体的な保全すべき景観資源とその主要な展望地は、下記のとおりとします。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全を図ります。

(1) 須坂管理計画区

①五味池破風高原（第2種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

溶岩台地、レンゲツツジの大群落、五味池破風高原自然園（五味池、高山植物、レンゲツツジ群落、エゾリンドウ群落等）

◇ 主要展望地

土鍋山、五味池破風高原

②四阿山・根子岳（第2種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

四阿山・根子岳、山麓部に広がる高原

◇ 主要展望地

四阿山・根子岳登山道及び山頂、峰の原高原

③米子大瀑布（第2種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

米子大瀑布（不動滝、権現滝）、柱状節理

◇ 主要展望地

米子大瀑布周辺遊歩道

(2) 高山管理計画区

①笠岳（第1種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

笠岳

◇ 主要展望地

山田牧場、山田峠

②破風岳・毛無山（第1種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

破風岳・毛無山、破風岳のメサと呼ばれる台地状の地形

◇ 主要展望地

県道大前須坂線、毛無峠

③万座山（第2種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

万座山

◇ 主要展望地

山田峠、山田牧場

④御飯岳（第2種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

御飯岳

◇ 主要展望地

県道大前須坂線、五味池御飯岳線

⑤松川溪谷・老ノ倉山（第2種特別地域、第3種特別地域）

◇ 保全すべき景観資源

V字状溪谷、溪谷沿いの滝（雷滝、八滝、七味大滝、六坊滝等）、松川沿いの紅葉、老ノ倉山

◇ 主要展望地

山田七味線、舞の道遊歩道、鎌田林道線

2. 保全すべき自然環境

各管理計画区において、具体的な保全すべき自然環境は、下記のとおりとします。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全を図ります。

（1）須坂管理計画区

①五味池破風高原の植物群落（第2種特別地域）

五味池破風高原自然園には、県下最大級のレンゲツツジ群落と、長野県有数のエゾリンドウ群生地があります。

②破風岳、土鍋山の天然林（第2種特別地域）

コメツガ、シラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林が分布しています。

③四阿山・根子岳の高山植物群落（第2種特別地域）

根子岳は花の百名山の一つで、ガンコウラン、カラフトイバラ、クロマメノキ、コケモモ等の高山植物が豊富な草原の山です。

④高標高地に生息するチョウ及びその繁殖地（県天然記念物）

長野県の天然記念物であるミヤマモンキチョウ、ミヤマシロチョウ、ベニヒカゲが生息し、その食樹であるクロマメノキ、ヒロハノヘビノボラズ、メギが生育しています。

（2）高山管理計画区

①笠岳の天然林及び高山植物群落（第1種特別地域）

一帯には、コメツガ、オオシラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林が分布し、山頂付近には、ハイマツの小群落及びコケモモ等の高山植物が生育しています。

②破風岳・毛無山の風衝地群落（第1種特別地域）

毛無山から破風岳北斜面にかけては、ガンコウラン、コケモモ、ハイマツ、ササ等が生育する風衝地群落が分布しています。

③万座山の天然林・ササ自然草原及び山田峠周辺の高山植物群落（第2種特別地域）

一帯には、シラビソ、オオシラビソ及びダケカンバが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林及びササ自然草原が分布しています。また、山田峠周辺は風衝地となっており、クロマメノキ、コケモモ、ハイマツ等が生育しています。

④御飯岳の天然林・ササ自然草原（第2種特別地域）

シラビソ及びコマツガが優占する亜高山帯針葉樹林の天然林並びにササ自然草原が分布しています。

⑤松川沿いの植生（第3種特別地域）

松川沿いの植生は、ブナ、ミズナラ及びシラカバが優占する落葉広葉樹林二次林であり、多種類のカエデも生育していることから、紅葉の名所となっています。

3. 野生生物動植物の保護管理

本地域は、2,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生生物動植物が多く生息又は生育しています。これらを、(1) 保護管理が必要な野生動物、(2) 保護が必要な希少野生生物動植物に分類し、それぞれ下記のとおりとします。

保護管理が必要な対象種については、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」の「特定鳥獣保護管理計画」をもとに適正に管理を行ない、保護が必要な希少野生生物動植物については、関係者間で話し合い、適正な保護を行います。

(1) 保護管理が必要な野生動物

対象種

- ◇ ニホンカモシカ（国指定特別天然記念物）
- ◇ ツキノワグマ
- ◇ イノシシ
- ◇ ニホンザル
- ◇ ニホンジカ

(2) 保護が必要な希少野生生物動植物

対象種

- ◇ ~~ニホンカモシカ（国指定特別天然記念物）~~
- ◇ ヤマネ（国指定天然記念物・準絶滅危惧種）
- ◇ イヌワシ（国指定天然記念物・絶滅危惧 IB 類）
- ◇ クマタカ（絶滅危惧 IB 類）
- ◇ オオタカ（準絶滅危惧種）
- ◇ クロサンショウウオ（準絶滅危惧種）
- ◇ ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ（長野県指定天然記念物・準絶滅危惧種）
- ◇ ヒメギフチョウ（準絶滅危惧種）
- ◇ 上記のほか、「環境省レッドリスト掲載種」、「長野県レッドデータブック掲載種」、「須坂市レッドリスト掲載種」、「上信越高原国立公園指定植物」を対象とします。

第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項

本地域は、大都市圏からのアクセスが比較的良く、スキー場、温泉施設等の利用施設が整備されていることなどから、老若男女が四季を通じて楽しむことができるという特徴を持っています。しかし、隣接する地域と比較すると公園利用者数は多いとは言えず、一般利用者はもとより地域の住民からも、国立公園であることが十分に認知されていない状況も見受けられます。また、貴重な動植物の盗掘や不法投棄がみられるなど、国立公園としての環境を脅かす状況も生じています。

そこで、国立公園及び自然情報の発信等を通じ、国立公園に対する知識及び意識の向上、並びに国立公園利用のルール及びマナーの向上を図ることで、適正な利用を推進します。

1. 国立公園の情報発信

国立公園内外に向けた国立公園の情報の発信、体験プログラム等を通じた自然の魅力の紹介によって、国立公園に対する知識及び意識の向上を図ります。

【国立公園の情報発信に向けた方法】

- ◇ 国立公園の表示や案内板の設置
- ◇ インターネット等の様々な媒体による国立公園及び自然情報の発信
- ◇ 情報を収集し一元的に発信する仕組み構築
- ◇ 利用者向けの自然体験・学習プログラムの実施
- ◇ 上記プログラムの実施者の育成

2. 利用マナーの向上

不法投棄、貴重な植物の盗掘等を防ぐため、国立公園における利用マナーの向上を図ります。

【利用マナーの向上のための方法】

- ◇ インターネット、パンフレット等を用いた利用者への意識啓発
- ◇ 不法投棄、植物の盗掘等を防ぐためのパトロール強化
- ◇ 監視中のステッカー等の作成及び配布

第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域

特別地域における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成22年4月1日付け環自国発第100401006号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成22年4月1日付け環自国発第100401008号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 展望・眺望</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の自然環境と調和し、第3章1. に掲げる主要展望地からの展望を妨げないものであること。 <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 風致の保護上の判断に重点を置き、行為の目的を達成するために必要な最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外へ搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 工作物の周囲は、可能な限り修景緑化すること。 ● 修景緑化には、可能な限り行為地周辺に生育する在来種と同種の植物を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し修景緑化に利用すること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。 ● 行為に際し外来生物を持ち込まないよう措置を講ずること。 ● 第3章3. (2) に掲げる希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう措置を講ずること。
1 工作物 (1) 建築物	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10 の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も可とする。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車庫、倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含すること。 ● 法面や裸地が生ずる場合は、(2)道路(車道) <審査基準>(ウ)法面処理に準じて取り扱うこと。
(2)道路(車道)	<p><審査基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小限となる計画とすること。 <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩は焦げ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を落とすこと。ただし、公園利用者から望見されない箇所においては、この限りではない。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全上やむを得ない場合に限り、ガードレールも可とする。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除き焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 光害予防の観点から、道路照明は、トンネル入口付近、橋梁又はその前後区間、チェーン脱着所、待避所、若しくは夜間も歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限り、必要最低限とすること。また、その支柱等の色彩は焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いるものは素材色も可とする。 ● 落石防止柵の柵部分は、焦茶色とすること。 ● 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とすること。 ● 擁壁等は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。あるいは緑化すること。 <p>(ウ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切取及び盛土面は緑化すること。 ● コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。 <p>(エ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 掘削によって生じた土砂及び石材は極力工事現場において活用すること。 ● 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じること。
(3)配電・送電・通信施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第3章1. に掲げる主要展望地、公園事業施設、及び公園利用者が通行する道路(車道及び歩道)からの展望に支障がない位置に設置すること。ただし、公園利用者から望見されないよう地下埋設、既存工作物への付帯(添架)、自然物での遮蔽等を行う場合はこの限りではない。 ● 公園利用者から望見される既存施設については、建て替えに際し、可能な限り地下埋設とすること。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の色彩は、焦げ茶色とすること。ただし、既存工作物に付帯(添架)さ

	<p>せる場合にあつては、既存工作物と調和する色彩とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ケーブル類の色彩は、焦げ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合にあつては、既存工作物と調和する色彩とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通信施設にあつては、建築物等の既存工作物へ付帯（添架）すること。 ● 電力線、通信線等が隣接する計画の場合は共架すること。
(4) 自動販売機	<p><審査基準></p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 軒下、建物壁面線より内側に埋込む等目立たない配置とすること。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 焦げ茶色又は建物壁面と同一配色とすること。
(5) 治山・治水・砂防施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の露出部分は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 <p>(イ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切取及び盛土面は緑化すること。 ● コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。
2 木竹の伐採	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号国立公園部長通知）」及び「同（国有林の取扱）（昭和48年8月15日環自企第516号自然保護局長通知）」を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。 ● 第3章1. に掲げる主要展望地からの展望の支障となる木竹の除去を計画的に行うこと。 ● 土場、作業道及び架線は、公園利用者から望見されない位置に配置すること。
3 土石の採取 (1) ボーリング	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 湿原、温泉、湧水等の水文環境への影響を十分考慮する。
(2) 採石業等	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川砂利の採取以外は行わないこと。 ● 公園利用者から望見されない位置で行うこと。 ● 第3章3.（2）に掲げる希少野生動物が生息又は生育する場所では行わないこと。

(3) その他の土石の採取	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学術研究のために行われるもの以外は極力行わないこと。
<p>4 広告物</p> <p>(1) 公園利用に係る標識類(仮設を除く)</p>	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園利用に係る標識類のデザインは、自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)における第 3 部第 7 章公共標識(サイン類)に準じたものとする。
<p>(2) その他広告物(仮設を除く)</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 色彩、材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本体に使用する材料は、自然材料(木材、石材等)とすること。状況に応じてその他の材料を使用する場合には、背面部を含め、色彩を焦げ茶色とすること。 ● 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、安全確保上必要なもの等公共性の高いものについては、この限りではない。 ● 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、安全確保上必要なもの等公共性の高いものについてはこの限りではない。 ● 照明を使用する場合は、必要最低限とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乱立を避けるため、必要最低限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合すること。 ● 必要に応じて外国語を併記すること。
<p>5 学術研究共通</p>	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為にあたっては、あらかじめ志賀高原自然保護官事務所に連絡するとともに、申請書(協議書)及び指令書(回答書)の写しを携行の上、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用し、他の国立公園利用者との区別を明示すること。 ● 国立公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ● 行為終了後 6 ヶ月以内に、行為の結果(採取場所、採取数量等)及び当該行為に係る指令書(回答書)の日付・文書番号を記した書面を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所へ提出すること。 ● 行為に係る調査結果の報告書を作成された場合は、当該報告書を 2 部、志賀高原自然保護官事務所を経由の上、長野自然環境事務所へ提出すること。

イ 普通地域

普通地域内の行為の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け 環自国発第 100401006 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）によるほか、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、1.（1）ア特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。また、行為地に適用される長野県、須坂市又は高山村の条例、指導指針等があればこれも参考とする。

なお、ゴルフ場の取扱については「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成 2 年 6 月 1 日付け環自保第 343 号）に基づき指導する。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401003号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
全事業共通	全地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア) 残土処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残土は国立公園区域外へ搬出すること。ただし、事業敷地内における敷き均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に係る許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(イ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の執行に伴う支障木は、可能な限り事業敷地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 工作物の周囲は、可能な限り修景緑化すること。 ● 修景緑化には、可能な限り事業敷地周辺に生育する在来種と同種の植物を使用すること。また、地表を改変する場合は、極力表土を保存し修景緑化に利用すること。
道路(車道)	各地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させるなど配慮し、自然に与える影響が最小限となる計画とすること。 <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動物が生息する地域では、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩は焦げ茶色とすること。また、コンクリート橋は、コンクリートの明度を落とすこと。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全上やむを得ない場合に限り、ガードレールも認める。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除き焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。 ● 案内標識等は必要最小限としデザイン、規格等の統一を図ること。 ● 光害予防の観点から、道路照明は、トンネル入口付近、橋梁又はその前後区間、チェーン脱着所、待避所、若しくは夜間も歩行者が利用する区間において、安全確保上やむを得ない場合に限り、必要最低限とすること。また、その支柱等の色彩は焦げ茶色とすること。ただし、自然材料を用いるものは素材色も認める。 ● 落石防止柵の柵部分は焦茶色とすること。 ● 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とすること。 ● 擁壁等は、自然石又は木材を用いるか、若しくは自然石を模した表面仕上げとすること。あるいは緑化すること。 <p>(ウ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切取及び盛土面は緑化すること。 ● コンクリート吹付けは、安全確保上他に工法がない場合に限る。また、その場合も、修景緑化、コンクリートの低明度化等、風致保全のための措置を行うこと。 <p>(エ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。ただし、やむを得ない理由により撤去することが困難な場合はこの限りではない。

		<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 掘削によって生じた土砂及び石材は極力工事現場において活用すること。 ● 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じること。
	仁礼菅平線	<p><基本方針></p> <p>当該道路は、急峻な山腹を通る道路で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員及び急勾配の改善のための改築又は整備を行うが、自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとする。また、通行量の多い区間は歩行者用通路を整備する。</p>
	山田七味線	<p><基本方針></p> <p>当該道路は、高井橋・国立公園境界から七味温泉まで道路で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員及び急勾配の改良整備を行う。</p>
道路（歩道）	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>登山者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板、指導標又は制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然材料を用いるものとする。荒廃区間及び未整備区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け湿原部分は木道の整備を適切に行う。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 標識類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとする。
	米子線	<p><基本方針></p> <p>米子大瀑布を周遊する探勝歩道であり、利用者の安全な利用が図られるよう整備する。</p>
	笠ヶ岳登山線	<p><基本方針></p> <p>町村境から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p>
	五味池御飯岳線	<p><基本方針></p> <p>大池（五味池）から御飯岳に至る歩道である。乳山牧場内は探勝歩道として利用者の安全な利用が図られるよう整備する。また、破風岳から御飯岳までは登山道として登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p>
園地	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</p>

		<p><施設の基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。
宿舎	各地区共通	<p><施設の基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りではない。 ● 屋根の色彩は、焦げ茶色系又は黒色系とすること。ただし、自然材料又は銅板葺きを用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。 <p>(イ) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは15m以下とすること。ただし、既に15mを超えている既存建築物の増改築又は建替えの場合は、従前の高さを超えないこと。
	山田温泉	<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
	七味温泉	<p><基本方針></p> <p>温泉、自然探勝等の利用を推進する、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。
	山田牧場	<p><基本方針></p> <p>高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。</p>
	五色温泉	<p><基本方針></p> <p>豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の意匠は、和風様式を基調とすること。

スキー場	全地区共通	<p><施設の基準></p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知）によるほか以下による。</p> <p>(ア) 保存緑地率</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知）の3に基づき定める。 ● 既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持すること。 <p>(イ) スキー場事業施設の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スキー場施設（ゲレンデ・滑降コース・スキーリフト・付帯施設）の新設、改良又は増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、第3章1. に掲げる主要展望地からの展望を妨げず、同章3.（2）に掲げる希少野生動植物が予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう整備すること。 <p>① 滑降コース・ゲレンデ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滑降コース・ゲレンデの新設、改良又は増設は、利用上必要不可欠な場合に限ること。 ● 滑降コース・ゲレンデの配置は、十分な施設間隔を保つこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。既に幅が50mを越えている滑降コース・ゲレンデの改良又は増設は、従前の幅を超えないように行うこと。 ● 滑降コース・ゲレンデの新設又は増設の位置は、スキーリフトの起終点、中継点又はスキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、その規模は必要最小限とすること。 ● 滑降コース・ゲレンデの新設、増設又は改良は、自然地形を維持し、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限の規模とし、速やかな緑化を図ること。 <p>② スキーリフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とすること。 <p>③ 建築物の規模・外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の高さは15m以下とすること。 ● 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻、寄棟等の勾配屋根とすること。ただし、小規模な車庫、倉庫等の建築物や社寺等で日本の伝統様式を踏襲するものについてはこの限りでない。 ● 屋根の色彩は、焦げ茶色系、黒色系又は銅板葺きの素材色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。 ● 壁面の色彩は、茶色系とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も認める。また、公園利用者から望見されない場所においては、白色系又は黒色系を選択できるものとする。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支障木は極力周辺へ移植を行い、修景緑化を図ること。 ● 工事によって生じた石材は、極力土留め材料に活用すること。 ● スキー場内の放送等音響については、必要最小限とすること。 ● 融雪防止剤等は、自然環境への影響が懸念されるため使用しないこと。 ● スキー利用期以外は、車道沿や宿舎に近接する緩斜面においては、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場として活用することを地域において検討すること。
------	-------	---

第6章 その他

(1) 四阿山系を中心とした一体的管理

四阿山系は、地形及び地理的条件、並びに公園利用の状況から、一体的に公園管理を行なうことが適当です。しかし、これまでの公園計画再検討及び管理計画改定の作業経緯から、管理計画区は、須坂市域からなる須坂管理計画区と上田市域及び嬭恋村域からなる菅平管理計画区とに分割されています。四阿山系を中心とした一体的な公園管理を推進するため、将来的に菅平管理計画区と須坂管理計画区を統合し、新に四阿山系管理計画区（仮称）を設定することを検討します。

(2) 地域連携会議の開催経過（意見交換会を含む）

① 須坂地域

- ・ 須坂地域意見交換会

平成 24 年 3 月 19 日（月）

- ・ 須坂地域連携会議

第 1 回：平成 24 年 11 月 21 日（水）

第 2 回：平成 24 年 12 月 26 日（水）

第 3 回：平成 25 年 1 月 15 日（火）

② 高山地域

- ・ 高山地域意見交換会

平成 24 年 3 月 22 日（木）

- ・ 高山地域連携会議

第 1 回：平成 24 年 12 月 3 日（月）

第 2 回：平成 24 年 12 月 21 日（金）

第 3 回：平成 25 年 1 月 18 日（金）

（地域連携会議の詳しい経過については、参考資料に記載。）

【参考文献名】

- 1) 「上信越高原国立公園（須坂・高山地域）指定書及び公園計画書」（平成 22 年 12 月 17 日 環境省）
- 2) 「須坂市誌 第 1 巻 自然編」（平成 23 年 12 月 28 日 須坂市）
- 3) 「信州 高山村誌 第一巻 自然編」（平成 16 年 3 月 31 日 高山村）
- 4) 「信州 高山村誌 第二巻 歴史編」（平成 17 年 3 月 31 日 高山村）
- 5) 「信州 高山村誌 第三巻 地誌編」（平成 18 年 9 月 30 日 高山村）
- 6) 須坂市観光協会ホームページ及び各種パンフレット
- 7) 信州高山温泉郷ホームページ及び各種パンフレット